

防災管理者は地震発生時に於ける建築物等及び当該建築物等に存する者等の被害の想定を踏まえおおむね以下の事項について消防計画を作成し、届出なければなりません。これを変更した場合も同様です。

また消防計画に基づいて避難訓練を年1回以上実施し、訓練結果を検証して、必要があれば消防計画を見直す事とされています。

**防災管理に関する事項**

- ① 自衛消防組織に関する事
- ② 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
- ③ 定員の遵守その他の収容人員の適正化に関する事
- ④ 防災管理上必要な教育に関する事
- ⑤ 避難の訓練その他の防災管理上必要な訓練の実施に関する事
- ⑥ 防災管理についての関係機関との連絡に関する事
- ⑦ 防災訓練の結果を踏まえた消防計画の内容の検証、見直しに関する事
- ⑧ その他防災管理に関し必要な事項

**地震による被害の軽減に関する事項**

- ① 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関する事
- ② 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための、自主検査に関する事
- ③ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備えられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事
- ④ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事
- ⑤ その他地震による被害の軽減に関し必要な事項

**特殊な災害による被害の軽減に関する事項**

- ① 特殊な災害の発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事
- ② その他特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項

